

行政手続窓口等における行政書士法違反の防止に向けた取組について

- 行政書士でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類の作成を行うことは行政書士法(昭和26年法律第4号)第1条の2及び第19条により禁止されています。
- 無資格者の関与により住民が不利益を被ることを防止するため、各行政手続を所管する都道府県・市町村の担当課室・窓口において、以下のような取組を行っていただくようお願いします。

◆電子申請フォームに代理人欄を整備(東京都)

代理申請
 代理申請の場合はチェックしてください

行政書士又は行政書士法人でない者が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。 **必須**

確認しました

代理人情報
 ※行政書士の場合、住所は事務所所在地を記載してください

氏名
 氏 **必須** _____ 名 **必須**

住所
 _____ 0/64

郵便番号 **必須** _____ 都道府県 **必須** _____ 市区町村 **必須** _____

◆窓口における注意事項の掲出



◆申請様式に代理人行政書士の記載例を付記(滋賀県)

行政書士による代理申請の場合の記載例

建設業許可申請書

建設業の許可を申請します。
 付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 ____ 年 ____ 月

※行政書士が作成・提出する場合は申請者に加え、申請代理人の氏名も併記し、職印を押してください。また、作成・提出に係る委任状を添付してください。

申請者
 滋賀県大津市〇〇-〇〇
 〇〇建設(株)
 代表取締役 〇〇 〇〇

申請代理人
 滋賀県大津市〇町〇-〇〇
 〇〇行政書士事務所
 行政書士 〇〇 〇〇

申請者 _____

大臣コード _____
 知事 _____

許可年月日 _____

◆ホームページにおける注意喚起の掲載(大阪市)

